

30 林政利第 165 号  
平成 31 年 3 月 27 日  
〔最終改正〕令和 3 年 9 月 30 日付け 3 林政利第 97 号

日本合板商業組合  
理事長 足立 建一郎 殿

林野庁林政部木材産業課長  
林野庁林政部木材利用課長

### 合法伐採木材等の流通及び利用の促進について

平素より、森林・林業行政に御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

合法伐採木材等の流通及び利用の促進、自然環境の保全に配慮した木材産業の持続的かつ健全な発展を図るため、「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」（平成 28 年法律第 48 号。以下「クリーンウッド法」という。）に基づく取組を推進しているところです。

このような中、国内において無断伐採事案が発生していること等を踏まえ、下記のことについて、貴団体会員及び関係団体への周知徹底をお願いします。

### 記

#### 1. 趣旨

平成 29 年 5 月に施行されたクリーンウッド法においては、クリーンウッド法に規定された木材関連事業者が取り扱う木材等の合法性の確認等を行うこととされています。クリーンウッド法においては、輸入材については輸入を行う事業者が、国産材については丸太を最初に取り扱う原木市場や製材工場等が「第一種木材関連事業を行う者」として、取り扱う木材の情報と合法性の証明となる書類を収集し、合法性の確認を行うこととしており、流通段階においても無断伐採された木材の排除に取り組んでいます。

しかしながら、無断伐採に係る全国的な調査を行ったところ、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 10 条の 8 第 1 項に規定する「伐採及び伐採後の造林の届出」の対象となる伐採が、森林所有者に無断で行われ、令和 2 年 1 月から令和 2 年 12 月までの期間に市町村又は都道府県に情報提供や相談等があった事案が 98 件あったとのことでした。

国内における無断伐採対策のために、都道府県や市町村のみならず、関連する業界一丸となって取り組む必要があると考えられることから、貴団体におかれても、以下のことについて、積極的に取り組んでいただくようお願いします。

## 2. 無断伐採対策の取組

### ① クリーンウッド法に基づく合法性の確認の徹底と木材関連事業者の登録促進

クリーンウッド法第6条に基づく木材関連事業者が合法伐採木材等の利用を確保するために取り組むべき措置とされている合法性の確認等の取組の徹底を、貴団体の会員事業者に徹底していただくようお願いします。

特に第一種木材関連事業を行っている事業者にあつては、登録の有無に関わらず、木材関連事業者の合法伐採木材等の利用の確保に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（平成29年農林水産省・経済産業省・国土交通省令第2号）で定めるとおり、取り扱う木材の情報と合法性を証明する書類（国産材にあつては「伐採及び伐採後の造林の届出書」（以下「届出書」という。）の写し等）を収集し、その記載内容を確認し、合法性の確認の取組を行うこととされています。今般、「伐採及び伐採後の造林の届出等の制度の運用について」（昭和49年10月31日付け49林野計第479号林野庁長官通知）において、伐採及び伐採後の造林の届出制度（以下「届出制度」という。）の運用が見直されるとともに、「森林窃盗、無断伐採事案発生の未然防止対策の強化等について」（平成31年3月27日付け30林整計第1050号林野庁長官通知）において、届出制度の適切な運用を要請したところであり、その趣旨に鑑み、合法性の確認の取組を徹底していただきますようお願いします。また、これらの確認を行った書類については、クリーンウッド法に基づく記録の保存として、5年間保存していただく必要があります。

さらに、第一種木材関連事業を行う事業者のこの取組は、無断伐採による木材を市場に入れ込ませないための重要な取組であると認識しており、この取組を適切かつ確実に実施する貴団体の会員事業者に対し、クリーンウッド法に基づく登録の呼びかけをお願いします。

### ② 協議会等を通じた地域全体での合法伐採木材等の流通及び利用の促進

クリーンウッド法では、木材関連事業者の取組を規定していますが、実際に合法伐採木材等の流通及び利用を図るためには、サプライチェーン全体における連携のもと取組を進めていく必要があると考えています。このため、業界団体の連携を構築する必要があると考えています。

無断伐採事案が確認された県では、平成30年に全国で初めて地域全体で無断伐採に対応するための林業3団体（県造林素材生産事業協同組合連合会、県森林組合連合会、県木材協同組合連合会）により協議会が立ち上げられたところです。このことにより、協議会に加盟する関係団体における情報の共有等が可能となり、無断伐採による木材を排除する取組が実施されています。

また、この他の地域でも合法伐採木材の利用促進を進めるため協議会が順次発足しており、合法伐採木材に関する普及啓発や無断伐採に関する情報共有等が行われています。

その他地域におかれても、このような取組を検討していただき、地域全体で無断伐採による木材の排除を行う体制づくりとその実効性のある活動をお願いします。

### ③ 素材生産事業者認定の適切な実施

政府調達物品については、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（平成 12 年法律第 100 号）に基づき、木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン（以下「ガイドライン」という。）に基づく調達が行われており、ガイドラインに基づく「森林・林業・木材産業関係団体の認定を得て事業者が行う証明方法」についてもクリーンウッド法において活用可能なものとしていますが、無断伐採事案への関わりが指摘されている素材生産事業者には、ガイドラインに基づき、森林・林業・木材産業関係団体の認定を受けた事業者が含まれていました。

このような事態は、ガイドラインに基づく合法性証明の信頼性及び森林・林業・木材産業関係団体による認定の信頼性を損なうものであることから、ガイドラインに基づき素材生産事業者の認定を行う場合には、森林・林業・木材産業関係団体が自ら定めた自主的行動規範及び合法性・持続可能性の証明に係る事業者認定実施要領等に基づき適切な認定事務の実施をお願いします。

### ④ 都道府県等との連携

「森林窃盗、無断伐採事案発生 of 未然防止対策の強化等について」の趣旨や本通知の趣旨に鑑み、無断伐採対策や届出制度の適切な運用に関し、都道府県等と連携した取組をお願いします。